

■

## **川上村木匠会会則**

### **第1章 目的・名称・事務局**

#### 第1条) 目的

1. 川上村木匠塾卒業生相互の親睦を図るとともに川上村及び木匠塾の活動に寄与することを目的とする。
2. 本会は、前項の目的を達成するために下記の事を行う。
  1. 会員名簿の作成とその維持管理。
  2. 本会の目的を達成する為に適当な催しの企画・実施。
  3. ホームページ上による会員の活動の積極的な報告及びPR。

#### 第2条) 名称

1. 本会は「川上村木匠会」と称する。

#### 第3条) 事務局

1. 〒617-0843 京都府長岡京市友岡2丁目11-7 ari-sta (代表 有川敦詞) 事務所内に置く。

### **第2章 会員・学生会員・幹事**

#### 第4条) 会員

1. 本会会員は、川上村木匠塾を卒業・修了した者で構成する。

#### 第5条) 学生会員

1. 学生会員とは、現役で川上村木匠塾に在籍している者とする。

#### 第6条) 幹事・会長・副会長・学生幹事

1. 幹事の選出。
  1. 木匠会会員に相談の上、適切かつ公平な方法にて選出する。任期は2年とし、幹事の交代はその年の総会終了時とする。
2. 会長・副会長の選出。
  1. 幹事会にて、適切かつ公平な方法にて会長1名、副会長1名以上を選出する。
3. 学生幹事の選出
  1. 各年度における川上村木匠塾の代表幹事とする。

### **第3章 運用**

#### 第7条) 幹事会

1. 今後の運営・活動などについて打合せを行うため、幹事会を毎年1回以上開催し、寺地塾長、学生幹事も参加する。
2. 会長が必要と判断した場合は、臨時幹事会を開催する。

#### 第8条) 総会

1. 本会は、1年毎に総会を開催する。
  1. 総会は、幹事会により決定する。
  2. 開催日時等は、幹事会により決定する。

#### 第9条) ワークレビュー

1. 総会では、その年度における活動のワークレビューを開催する。
  1. 木匠会にて活動をした会員はその活動をプレゼンテーションし、報告する。
  2. レビューは、原則として、活動した会員全てとする。
  3. 開催日時は、幹事会が決定する。

#### 第10条) 会計

1. 幹事会は、川上村木匠会で集まった会費及び募金を管理し、積立金とする。
2. 本会は、積立金によって運営する。
3. 積立金の使用方法は、幹事会と寺地塾長で決定し、年次総会で報告する。
4. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

#### 第11条) 会則変更

1. 本会の会則の変更は、幹事会の会議によって決定し、次回総会で報告する。

### **附 則**

2019年5月1日制定